附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条第二号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第二条第十号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、同条第十一号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十七号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第三条第十一号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十二号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第四条第二号中「次条第六号」を「次条第八号」に、「第六条第六号」を「第六条第七号」に改め、同号ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第五条中第九号を第十号とし、同条第八号中「当該確認に係る被扶養者に係る医療保険資格者等に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイからニまでを加える改正規定（ニを加える部分に限る。）及び同条第七号中「当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイからニまでを加える改正規定（ニを加える部分に限る。）、第十九条第一号中ウをヰとし、ネからムまでをナからウまでとし、ツの次にネを加える改正規定及び同条第二号から第六号までの改正規定、第二十条の改正規定、第二十一条の改正規定、第二十二条の二第八号中「当該申請に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号にイ、ロ及びハを加える改正規定（ハを加える部分に限る。）、第二十四条の二第八号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第九号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第三十一条の二第九号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）及び同条第十号中ニの次にホ、ヘ及びトを加える改正規定（トを加える部分に限る。）、第四十四条第一号中ウをヰとし、ネからムまでをナからウまでとし、ツの次にネを加える改正規定及び同条第二号から第六号までの改正規定、第五十三条第一号ト中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に、「雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報」を「失業等給付関係情報」に改め、同号中トをルとし、ルの次にヲ及びワを加える改正規定（ヲを加える部分に限る。）、第五十九条の二第一号中「子どものための教育・保育給付に係る支給認定」を「子どものための教育・保育給付認定」に改め、同号イ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号ロ中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「若しくは当該保護者」を「、当該保護者」に、「同一の世帯に属する者」を「同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改め、同号ハからワまで、同条第三号、第四号及び第五号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める改正規定（「若しくは当該保護者」を「、当該保護者」に、「同一の世帯に属する者」を「同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）」に改める部分を除く。）並びに第五十九条の三各号列記以外の部分中「百十九の項」を「百二十の項」に改め、同条第一号中ヲをワとし、へからルまでをトからヲまでとし、同号ホ中「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第三条第一項の特別障害給付金の支給に関する情報」を「特別障害給付金関係情報」に改め、同号中ホをヘとし、ニをホとし、同号ハ中「保護者（児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。）」を「保護者」に改め、同号中ハをニとし、ロの次にハを加える改正規定（各号列記以外の部分中「百十九の項」を「百二十の項」に改める部分に限る。）　令和元年十月一日

二　第五十三条第一号ト中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に、「雇用保険法第十条第一項の失業等給付の支給に関する情報」を「失業等給付関係情報」に改め、同号中トをルとし、ルの次にヲ及びワを加える改正規定（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分及びワを加える部分に限る。）、同号ヘ中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改め、同号ホ中「学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者」に改め、同号中ホをヘとし、への次にト、チ及びリを加える改正規定（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分、「学資金申請者の生計を維持する者又はその配偶者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者の生計を維持する者」に改める部分に限る。）、同号ニ中「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、同号イの次にロを加える改正規定（「学資金申請者」を「学資金申請者又は当該学資金申請者」に改める部分に限る。）　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行の日

省　令

○総務省令第四十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の九及び第三十三条の五の十の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日　　総務大臣　高市　早苗

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（法第三十三条の五の九及び第三十三条の五の十の額の算定方法）	［新設］
第二条の十五　法第三十三条の五の九及び第三十三条の五の十に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	
一　当該年度に地方交付税法第十条第一項の規定による普通交付税（以下次号において「普通交付税」という。）の交付を受けない地方公共団体　次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該イ又はロに定める額	